

つながりで未来を拓く

～まなぶ いかす つながる～



滋賀県

ごあいさつ



「つながりで未来を拓く－滋賀の生涯学習社会づくり」に向けて

子どもから高齢者まで、様々な年代において行われる生涯学習は、充実した心豊かな生活や、経済的にも安定した生活につながるものであり、さらに、地域の課題解決や教育力の向上に重要な役割を果たすものです。

一方、私たちを取り巻く社会は、都市化や情報化、価値観の多様化などにより、地縁や血縁など人と人のつながりが薄れてきています。こうした中、住民同士のつながりや助け合いの仕組みづくりが求められており、学びを通した人と人、人と社会のつながりを構築することが必要となっています。

そこで、本県では、これまでの生涯学習の取組の成果を踏まえ、環境や歴史・文化、近江の心など「滋賀らしさ」を大切にしながら、「つながりで未来を拓く－滋賀の生涯学習社会づくり」を基本目標とした新たな「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想」を策定しました。

今後、この基本構想に基づき、「まなぶ いかす つながる」を3つの柱として、県民をはじめとする様々な主体が、それぞれの能力と役割を発揮し、また、互いに連携・協働して、「滋賀の生涯学習社会づくり」の実現に向けて取り組むことが必要であると考えます。皆様の一層の御理解と積極的な取組をお願いいたします。

最後に、この基本構想の策定にあたり、滋賀の生涯学習社会づくり推進協議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました県民の皆様に対し、厚くお礼を申し上げます。

平成23年(2011年)3月

滋賀県知事 嘉田由紀子

はじめに	1
------	---

第1章	基本的な考え方	3
------------	----------------	----------

1 生涯学習社会づくりの意義	4
2 生涯学習社会づくりで大切にしたい「滋賀らしさ」	6
3 滋賀の生涯学習社会づくりの現状と課題	8
4 今後の滋賀の生涯学習社会づくりの基本目標	13
(1) 基本目標	13
(2) 基本目標を達成するための3つの柱	13
① 「まなぶ」 ～個人と社会のニーズに応じた学びの充実～	
② 「いかす」 ～学びの成果を生かす機会の設定と拡充～	
③ 「つながる」 ～学びを通した人と人、人と社会のつながりの推進～	

第2章	各主体の取組	17
------------	---------------	-----------

1 県民に期待される取組	18
2 地域に期待される取組	18
3 ボランティア団体・NPOに期待される取組	18
4 学校・大学等に期待される取組	19
5 企業等に期待される取組	19
6 社会教育施設等に期待される取組	19
7 行政の取組	20
8 各主体のネットワークの形成	20

1 生涯学習の各分野における施策の推進	22
(1) 環境に配慮した社会づくり	22
(2) 魅力ある文化の振興	23
(3) 健康づくりとスポーツ活動	23
(4) キャリア形成と「仕事と生活の調和」	24
(5) 子どもの育ちを支える社会づくり	25
(6) 人権尊重の社会づくり	26
(7) 多文化共生の推進	27
(8) 科学技術の高度化への対応	27
(9) 安全・安心な社会づくり	28
(10) 男女共同参画社会の実現	28
(11) だれもがいきいきと暮らせる福祉社会づくり	29
(12) 特色を生かした魅力ある地域づくり	30
2 「つながる」環境の整備	31
(1) 学習情報提供・学習相談の充実	31
(2) 交流と情報交換の場づくり	31
(3) 生涯学習を支援する人材の育成	31
参考資料	33

本文中で※印を付けている語句は、巻末に用語解説があります。

はじめに

1 基本構想策定の趣旨

本県では、これまでに「楽しみ ふれあう 滋賀の生涯学習推進プラン」（平成2年度）、「学ぶ楽しさ 生かす喜び－滋賀の生涯学習社会づくり基本構想一」（平成10年度）および「学びあう楽しさ 生かし役立つ喜び－滋賀の生涯学習社会づくり基本構想一」（平成18年度）を定め、生涯学習の推進に取り組んできました。

しかし、その後、厳しい経済雇用情勢、深刻化する環境問題、国際化・情報化・都市化の進展や、市町村合併により50団体あった市町村が19市町となるなど、社会は急激に変化しており、新しい課題も生まれています。

一方、生涯学習をめぐる情勢として、平成18年(2006年)に教育基本法が改正され、その中で「生涯学習の理念」が教育に関する基本的な理念として新たに加えられました。それに伴い、平成20年(2008年)に社会教育法も改正され、国および地方公共団体の任務として、生涯学習の振興に寄与することが新たに規定されました。

また、本県では、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～」を教育の基本目標とした「滋賀県教育振興基本計画」を平成21年(2009年)7月に定めました。

これまでの基本構想に沿った取組の成果や現状と課題を考慮して、また、平成21年(2009年)12月に県民を対象に実施した生涯学習県民意識調査（以下、「県民意識調査」という。）の結果も参考にしながら、本県の生涯学習社会づくりを推進するため、新たに「つながりで未来を拓く－滋賀の生涯学習社会づくり基本構想一」を定めます。

2 基本構想の性格

「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想」は、次のような性格を有しています。

- 「滋賀県基本構想」および「滋賀県教育振興基本計画」をはじめ、関連する県のほかの計画などの整合を図っています。
- 県民をはじめ地域、ボランティア団体・NPO※、学校・大学等、企業等、社会教育施設等※および行政の各主体（以下、「各主体」という。）が連携し、滋賀の生涯学習社会づくりを推進するための指針となるものです。

3 基本構想の期間

平成23年度(2011年度)から平成27年度(2015年度)までの5年間とします。

4 基本構想の構成

基本構想は、次の3章により構成しています。

- 第1章「基本的な考え方」では、まず、生涯学習社会づくりの意義および生涯学習社会づくりで大切にしたい「滋賀らしさ」を確認します。その上で、滋賀の生涯学習社会づくりの現状と課題を示し、滋賀の生涯学習社会づくりの「基本目標」を掲げます。
- 第2章「各主体の取組」では、各主体に期待される取組を示します。
- 第3章「県の施策の総合的な展開」では、基本目標を達成するための県の主な施策を示します。

5 施策の進行管理

基本構想の推進にあたっては、毎年度、基本構想に基づく施策の実施状況、数値目標の達成状況、施策の効果や課題などについて、府内関係所属で組織された生涯学習推進本部を設置、運営し、施策の進行管理を行います。

第1章

基本的な考え方

第1章では、生涯学習社会づくりの基本的な考え方を示します。

まず、生涯学習社会づくりの意義および大切にしたい「滋賀らしさ」を確認します。

その上で、滋賀の生涯学習社会づくりの現状と課題に触れ、今後の滋賀の生涯学習社会づくりの基本目標を示します。

1 生涯学習社会づくりの意義

平成18年(2006年)12月に改正された教育基本法では、生涯学習の理念を「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定しています。ここで示されている理念を実現することが、生涯学習社会づくりにつながります。

生涯学習については、いろいろな考えがありますが、本県では、県民が、家庭教育、学校教育および社会教育において、生涯を通じて自らの意志に基づいて学び、その成果を生活や仕事に生かすとともに、社会的課題の解決に向けて活動を行うものととらえています。

いつでも、どこでも、だれでもが、主体的に適切な方法で学び、学んだことを生かし、心豊かでいきいきとした人生を築くとともに、一人ひとりの人権を尊重し、地域において互いに連携しながら様々な課題の解決を図っていく生涯学習社会づくりの必要性が高まっています。

自立した個人の形成

子どもから高齢者まで、様々な年代において行われる学習には、趣味・教養、スポーツ、職業能力の向上など、個人の興味や関心に基づくものがあります。これらの学習を進めることは、充実した心豊かな生活を送り、また、経済的にも安定した生活を送ることを可能にするものです。

さらに、社会の変化が著しく速い現代では、その変化や要請に対応しながら、自立した一人の人間として生きていく力を身につけるために、生涯にわたって学習を行うことが大切です。

学習を通じたきずなづくり

社会の変化により、地縁や血縁によるつながりが薄れてきており、住民同士のつながりや助け合いの仕組みづくりが求められています。また、就労、福祉などの生活基盤の充実とともに、豊かな人間関係を基本にした生涯にわたって幸せに生きていくれる社会づくりが必要です。

このような中、各種の講座などでの学びを通じた縁である「学縁」や、地域の様々な年代が子どもの体験活動に関わる中で子どもを中心に生まれる「子縁」などによって、地域住民が支えあい、きずなをつくり、深めていくことが、社会の未来を拓くことにつながります。

豊かな地域づくり

現在のように、変化の激しい社会では、新しい時代に対応し、自立した個人や地域の形成が必要となってきています。個人が学びの成果を社会に生かし、地域の教育力向上に貢献する「知の循環型社会」を築くことは、自立した個人の育成だけでなく、地域の活性化や豊かな地域づくりにつながっていきます。



協働の推進

現在、地域主権改革等を背景に、行政が提供してきたサービスの「民」への移行が進んでおり、またその一方で、ボランティア活動やNPO※活動への参加者の増加や、企業における社会貢献活動の意識の向上により、公共のあり方がこれまでと大きく変化してきています。

そのような中、内閣府に設けられた「新しい公共※」円卓会議において、「新しい公共」宣言が取りまとめられ、地域の多様な主体が様々な公共的活動に参画し、公共サービスの担い手となり、「支えあいと活気のある社会」を築く仕組みづくりが模索されています。

県内では、これまでから、支えあう社会づくりの仕組みがあり、まちづくり、防災や防犯、教育や子育て支援、福祉などの分野で連携協力する協働型社会づくりが進められてきました。

生涯学習社会づくりを進めることは、学んだことを生かし、地域で連携しながら、様々な課題解決を図ることにつながり、各主体の協働のなお一層の推進に大きな役割を果たします。



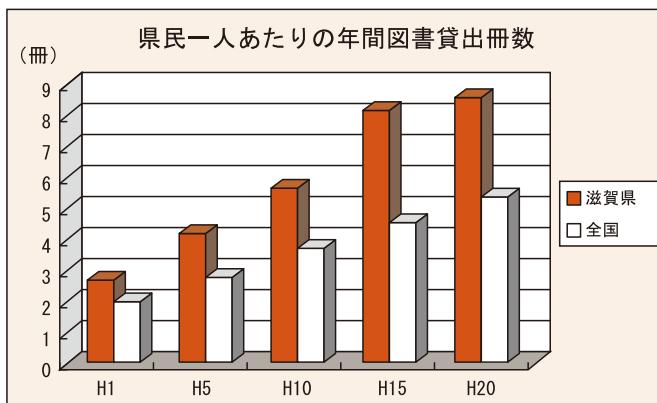
2 生涯学習社会づくりで大切にしたい「滋賀らしさ」

滋賀は、琵琶湖をはじめとした豊かな環境にめぐまれ、自然と共生する生活や文化を育んできました。古くから交通の要衝として発展してきた歴史が今も受け継がれています。

また、人口減少社会の中で、県内では地域によって状況は異なるものの、平成27年(2015年)まで人口が増加すると予想されています。さらに、年少人口(0~14歳)割合が15.0%で全国第2位^{*1}と高く、近年では大学等の集積が進み、高等教育機関の充実が図られています。

また、市町では図書館の整備が進み、県民一人あたりの年間図書貸出冊数が平成13年度(2001年度)から全国最多を維持しています。

これらの特色を生かしながら、次に示す「滋賀らしさ」を大切にした生涯学習社会づくりを推進していくことが必要です。



『日本の図書館2009』より

環境

滋賀では、琵琶湖や周りの山々など自然を大切にする環境意識が高く、女性団体や消費者団体を中心とした、かつての粉石けん使用運動の広がりは、「滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例」制定の原動力となり、現在に受け継がれています。

また、「びわ湖の日※」「環境美化の日※」などを設けて環境美化活動を推進しています。

さらに、県内の小学生を対象とした「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」などの体験型環境学習をはじめ、地産地消※の推進やエコツーリズム※の取組など県民やボランティア団体・NPO※による環境活動への取組も盛んに行われています。



歴史・文化

滋賀は、近畿圏、中部圏、北陸圏の結節点に位置することから、人、もの、情報が行き交い、歴史上重要な舞台となってきました。こうした地理的条件もあって、京都や奈良などに次いで文化財が豊富にあり、国宝や重要文化財の数は全国第4位^{*2}と多く、その歴史や文化を地域が連携して守り続けてきた伝統が現在にも引き継がれています。

また、県立図書館、近代美術館、陶芸の森、安土城考古博物館、琵琶湖博物館、びわ湖ホールなど、特色ある文化施設が整備されるとともに、世界的レベルの舞台芸術、市民ミュージカル、アール・ブリュット※などの新たな文化が創造されています。

*1 人口推計（平成21年10月1日現在）／総務省

*2 平成22年(2010年)8月1日現在／文化庁

さらに、学校と連携した子どもの文化芸術体験学習など、様々な分野で文化活動が行われています。

近江の心

かつて近江と呼ばれたこの地に、大切に守り育て未来につないでいくべき先人たちの教えが「近江の心」として今も息づいています。

例えば、中江藤樹の言葉である「良知（生まれながらにして持っている美しい心）」の心や、糸賀一雄の言葉である「この子らを世の光に」の考えにもあるように一人ひとりを大切にする心、雨森芳洲の言葉である「互いに誠を持って交わろう」の考えにある異文化を理解する心などです。

また、近江商人の経営理念であり、人ととのつながりを大切にしてきた「三方よし」の中にある「世間よし」という公の心も受け継がれています。

また、このほかにも、県内には地域でそれぞれの「滋賀らしさ」が伝えられており、新たな育みも行われています。

滋賀は、県民の暮らし感覚である「もったいない」の精神が受け継がれており、また、ほどほどの田舎、そしてほどほどの都会であり、この調和のとれた風土や暮らしぶりといった「ほどほど性」が滋賀の魅力であり、「人の暮らしに近い自然」そして「自然に近い人の暮らし」が魅力の原点と言えます。



3 滋賀の生涯学習社会づくりの現状と課題

本県では、「学びあう楽しさ 生かし役立つ喜び」に満ちあふれた「人と地域がともに輝く生涯学習社会づくり」をめざして、これまで様々な分野で取組を進めてきました。

県民意識調査では、生涯学習を行う県民の割合は64.0%であり、全国平均よりも17ポイント高いという結果が出ています。

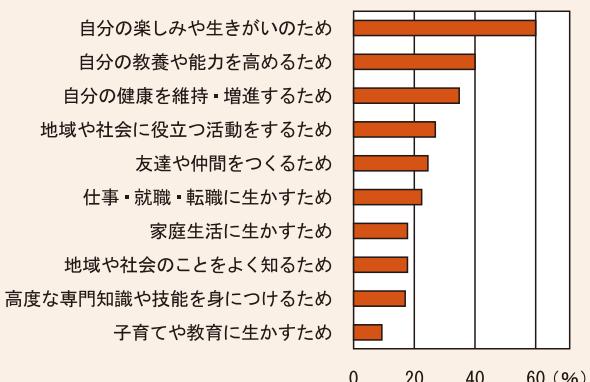
生涯学習をする目的では、「楽しみや生きがい」と回答した人が59.9%であり、前回5年前に実施した県民意識調査より14ポイント増加しています。

また、「地域や社会に役立つ活動をするため」と回答した人が25.8%と10ポイント増加しており、学びを生活やそれぞれの地域で生かしていくという傾向が見られます。

今後、大切だと思う学習課題については、「環境問題」と回答した人が一番多く5割を超え、「高齢者の生きがい活動」、「健康の維持・増進」と続いています。

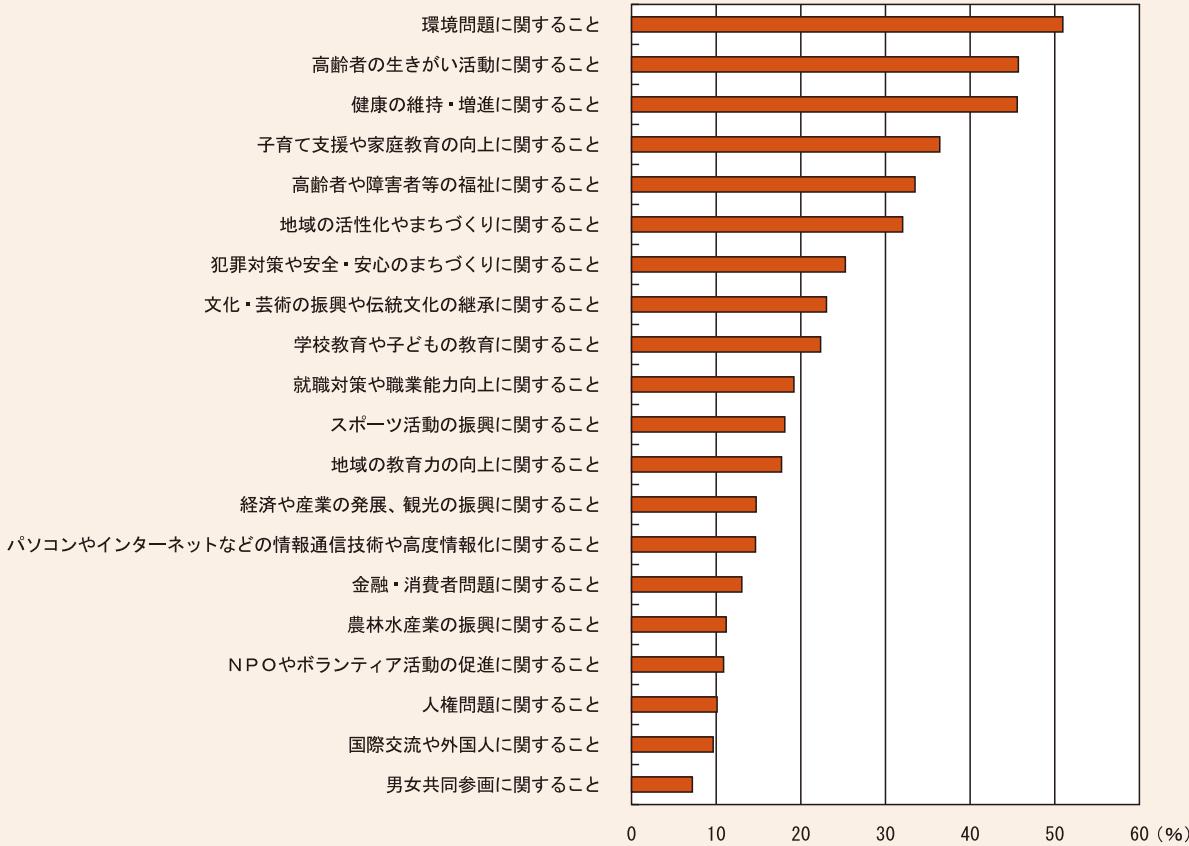
このような結果を参考にしながら、滋賀県基本構想の「暮らしの将来の姿」を見据え、滋賀の生涯学習社会づくりの各分野の現状と今後の課題を示します。

生涯学習をする目的



『生涯学習県民意識調査』(平成21年(2009年)12月)より

大切なと思う学習課題

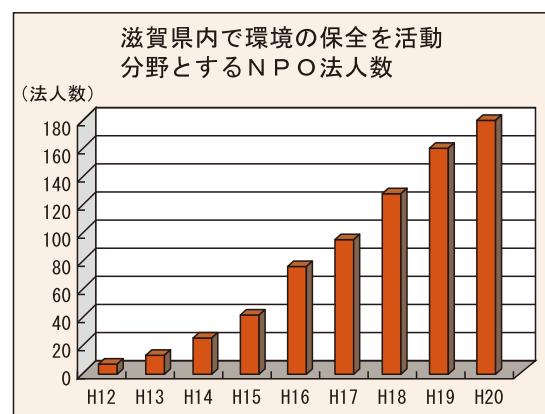


『生涯学習県民意識調査』(平成21年(2009年)12月)より

環境

本県では、平成16年(2004年)4月に「滋賀県環境学習の推進に関する条例」を施行し、滋賀の豊かな環境を健全な姿で次世代に引き継いでいくための取組を実践してきました。

取組の分野で見ると、いきもの観察や里山・森林体験といった体験学習が多く実施されています。今後さらに、持続可能な社会づくりに向けて、県民一人ひとりが生活様式を環境に配慮したものへ転換していくなど、幅広い分野で主体的に行動できる人づくりをめざす環境学習の推進が重要です。

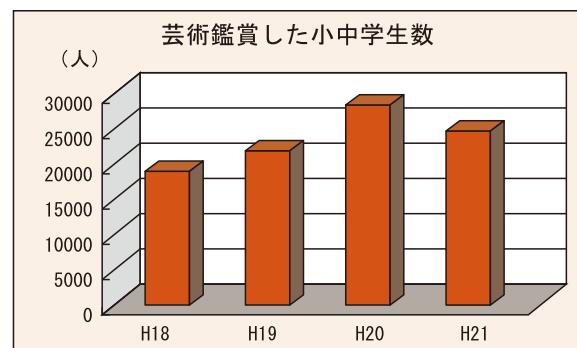


『第三次滋賀県環境総合計画』(平成21年(2009年)12月)より

歴史・文化

本県では、平成21年(2009年)7月に、「滋賀県文化振興条例」を施行しました。この条例は、「心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力にあふれる地域社会の実現に寄与する」ことを目的としています。

地域によって守り伝えられた多様な伝統文化を掘り起こすとともに、これまで守り続けてきた地域文化を次の世代につなげていくことが求められています。未来の文化の担い手や文化活動を支える人材の育成のため、子どもたちが、滋賀の豊かな歴史や生活文化、芸術文化に実際に触れることが大切です。



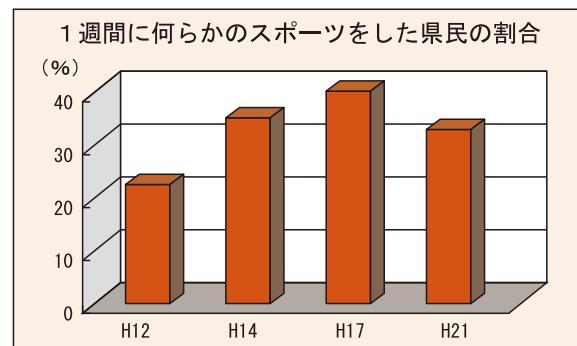
『滋賀県文化振興基本方針』(平成23年(2011年)3月)より

健康

県民意識調査では「健康の維持・増進」を重要な学習課題と回答した人の割合が5割近くあり、運動習慣の定着、食育を通じた食生活の改善、禁煙などによる生活習慣病の予防・改善など、健康な生活習慣を確立するための意識を啓発し、学習機会の提供に努めていくことが重要です。

滋賀のスポーツの年間行動者率は69.1%で全国第3位^{*1}となっていますが、週1回以上のスポーツ実施率^{*2}がこの数年伸び悩んでいます。また、この数年回復基調にあるものの、子どもの体力低下が心身の健全な発達の上で大きな課題となっており、スポーツや遊びを通して基礎的な体力の向上を図っていくことが課題となっています。

だれもが、いつでも、どこでも、様々な方法で、いつまでも気軽にスポーツを楽しむことができる環境の整備が求められています。



『滋賀のスポーツデザイン』(平成20年(2008年)3月)および『生涯学習県民意識調査』(平成21年(2009年)12月)より

*1 平成18年社会生活基本調査／総務省

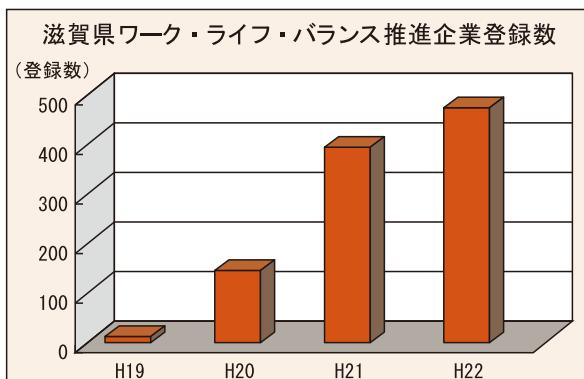
*2 平成17年度(2005年度)滋賀県政世論調査(39.8%)および県民意識調査(32.4%)

働く

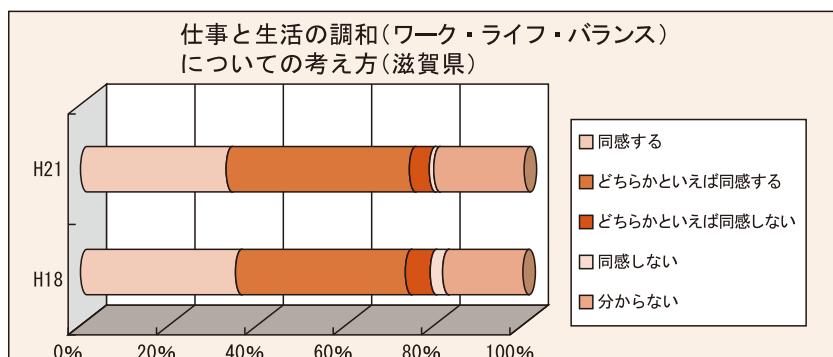
働く意欲のある若年者や中高齢者、育児などにより退職し再就職を希望する女性などに対し、各種講習、職業能力開発、情報提供など、キャリア・アップ※や学びなおしのための学習機会の提供が重要となっています。

また、県内の公立中学校2年生全員を対象に、5日間の職場体験である「中学生チャレンジウィーク」を行い、男女共同参画の視点からも、性別に関わりなく主体的に多様な生き方の選択ができるよう、学校教育においてキャリア教育※を進めてきました。今後も引き続き、教育活動全体を通して、社会的・職業的自立に向けた基盤形成に努めていく必要があります。

さらに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※の実現に向けて、企業等、労働者、NPO※、行政など関係16団体で構成する推進組織「仕事と生活の調和推進会議しが」を立ち上げるなどの取組を進めており、着実な実践につなげていくことが求められています。



労政能力開発課調査より



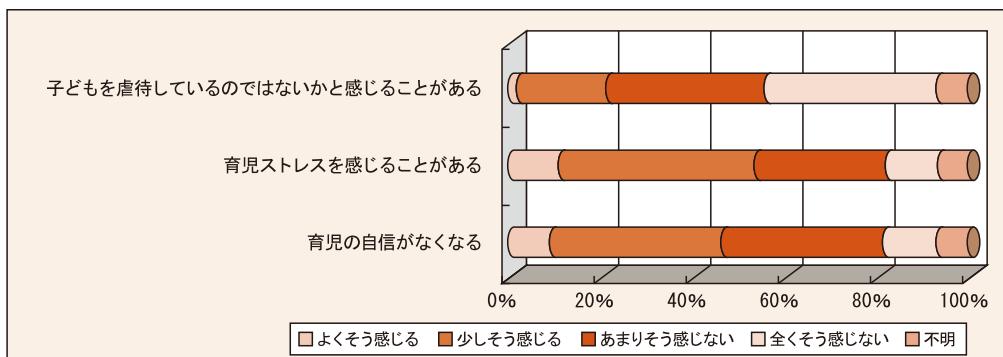
『滋賀の男女共同参画』(平成22年(2010年)3月)より

子育て

平成20年度(2008年度)に本県が実施した「子育てに関する県民意識調査」では、「育児の自信がなくなる」と答えた人が4割を超え、また「育児ストレスを感じことがある」と答えた人が5割を超えるなど、子育てに不安を抱える保護者が多くなっています。

また、かつては地域の中に異なる年齢の子どもの集団があり、遊びが伝えられてきましたが、今はそれが少なくなっています。自然や生活に関する体験についても、保護者があまり体験をしていないという時代になってきているため、子どもも体験をする機会が少なくなっています。

こうしたことから、各主体が連携し、社会全体で親育ち・子どもの育ちを支えていくことが重要であり、きめ細かな家庭教育支援が課題となっています。



『子育てに関する県民意識調査』(平成20年(2008年)8月)より

人 権

本県では、平成13年(2001年)4月に「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、この条例に基づき平成15年(2003年)3月には「滋賀県人権施策基本方針」を定めました。また、平成16年(2004年)3月には「人権意識高揚のための教育・基本計画」を定め、平成23年(2011年)3月に「滋賀県人権施策推進計画」と改定しました。

これらに基づいて、全ての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざし、積極的な人権教育・啓発を進めています。

しかし、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、患者、犯罪被害者などをめぐる様々な人権問題が、依然として重要な課題となっています。さらに、インターネットを悪用した人権侵害なども発生しています。今後も人権問題の解決に向けた人権教育・啓発の推進が一層求められます。

国際化

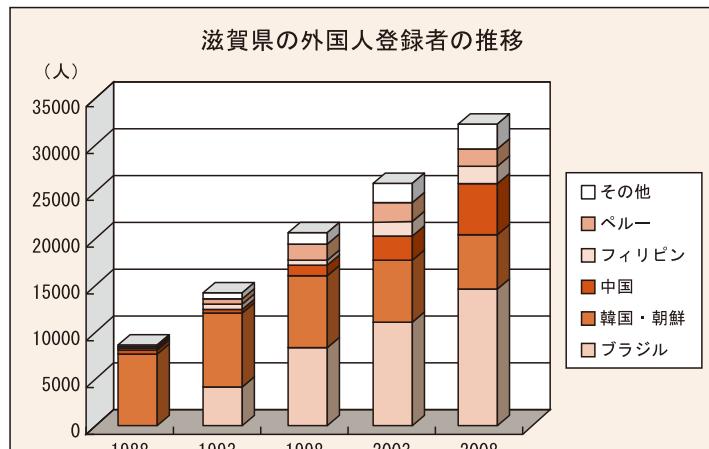
滋賀は、外国人登録者数のうち半数近くが南米系の住民で占められているのが特徴となっています。社会のグローバル化※の進展や少子高齢化による労働力の減少傾向により、外国人住民の増加は、今後も進むことが予想されます。

こうした中、だれにとっても暮らしやすい豊かで活力に満ちた「多文化共生」の地域づくりの推進が求められています。

このため、学校や地域での国際理解や

外国語などに関する学習機会の充実を図る一方、外国人住民に対して、理解できる言語での情報提供を更に充実させていくことが重要です。

また、交流を通して外国人や異文化に対する理解を深め、外国人住民の地域参加を促進し、日本人住民と外国人住民が地域の構成員として共生できる環境づくりを進めることが求められています。

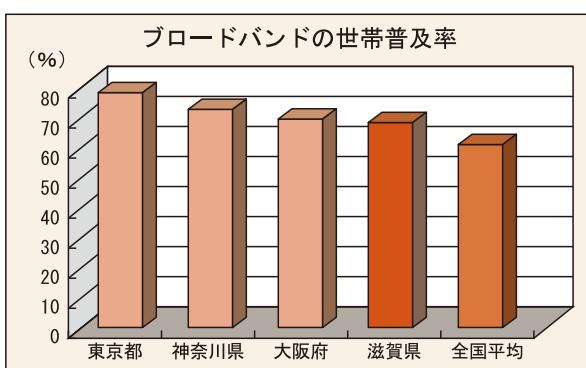


『外国人登録者数国籍別人員調査』(観光交流局)より

情報化

滋賀のパソコンの世帯普及率は全国的に見ても高く、ブロードバンド※の世帯普及率は67.8%で全国第4位※1であり、日常生活のあらゆる場面での活用が進んでいます。その中で、情報ネットワークを活用できる人とできない人という新たな課題が生まれており、だれもがその利便性を受けることができるよう情報格差の解消が求められています。

情報ネットワークの持つ双方向性と広域性を十分に活用して、学習者同士のコミュニケーションを図り、情報交換を行うなど、つながりを意識した学習活動を活性化していくこ



総務省近畿総合通信局HPより

*1 平成22年(2010年)3月31日現在／総務省近畿総合通信局HP

とが望まれます。

一方、情報セキュリティの脆弱性、個人情報の漏えい、サイバー犯罪※の増加、違法・有害情報の氾濫、掲示板などへの差別書き込みなどの問題が生じており、ICTメディアリテラシー※に関する学習の推進が課題となっています。これらの力を身につけるため、学校や家庭、地域での情報教育を一層推進することが重要です。

その他の分野

その他、地震、風雪水害、土砂災害などに対する防災、振り込め詐欺、悪質商法などに対する防犯、交通事故防止対策など安全・安心な社会づくりの推進に向けた社会リスクの学習が重要です。

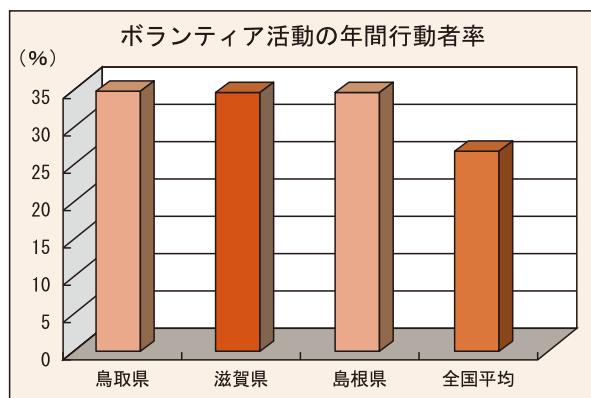
また、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参画する機会が確保される男女共同参画社会の実現が重要な課題となっています。

さらに、高齢者、障害者などにとって安全で快適な生活環境の実現をめざす総合的な福祉の推進、平和を願う心の育成など、様々な現代的課題に対応した学習の更なる推進が求められています。

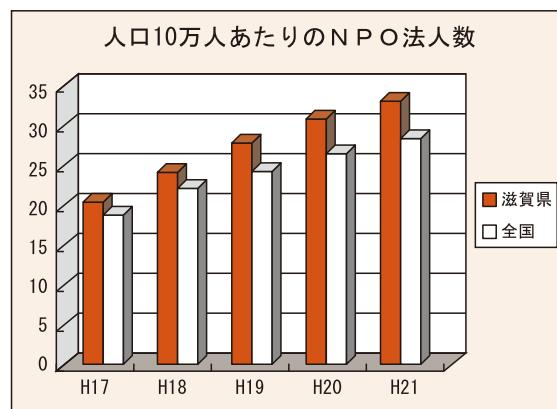
県民が、これまで述べてきた課題について主体的に学び、その成果を自らの生活や仕事に生かすとともに、地域活動につなげていくことが重要です。

滋賀では、ボランティア活動の年間行動者率が34.0%で全国第2位※1、人口10万人あたりのNPO※法人数が全国第7位※2と高く、まちづくり、福祉、環境など様々な分野でボランティア活動やNPO活動が行われています。

今後さらに、県民をはじめとする各主体が、連携・協働を深め、上記の課題の解決に向けた取組を進めることができます。



平成18年社会生活基本調査／総務省



県民活動課調べより



*1 平成18年社会生活基本調査／総務省

*2 平成21年度(2009年度)末現在

4 今後の滋賀の生涯学習社会づくりの基本目標

これまで見てきた現状と課題を踏まえ、今後の滋賀の生涯学習社会づくりの基本的な考え方を基本目標として掲げます。そして、基本目標を達成するための3つの柱を示します。

(1) 基本目標

つながりで未来を拓く 滋賀の生涯学習社会づくり ～まなぶ いかす つながる～

先に述べたように、いつでも、どこでも、だれでもが、主体的に適切な方法で学び、学んだことを生かし、心豊かでいきいきとした人生を築くとともに、地域において互いに連携しながら様々な課題の解決を図っていく、未来を拓く生涯学習社会づくりが必要です。

今までの生涯学習社会づくり基本構想では、「まなぶ」と「いかす」ことの重要性を掲げてきました。これらは、今後も引き続き取り組んでいくべきものとし、さらに今回、新たに「つながる」ことを生涯学習社会づくりの重要な柱として加えます。

これまで見てきたように、滋賀では、古くから地域社会のつながりが維持強化されてきました。また、県民の地域での活動やNPOなどの社会貢献活動への参加も活発です。

一方、都市化や地縁的なつながりの減少など社会の変化により、家庭や地域の教育力が低下しています。こうした課題に対応するため、「まなぶ」と「いかす」ことを通して、人と人、人と社会が「つながる」生涯学習社会づくりを進めることは極めて大切です。

また、県民の学びの場や生かす場が多様化している一方で、厳しい経済情勢など社会の急激な変化により、各主体が単独でこのような学びの場や生かす場を拡充することは難しくなっています。こうしたことから、各主体が「つながる」という視点を持ち、ネットワークを築くことにより、連携・協働を進め、各主体が持つ特色を生かしあうことにより、これまで以上の活動を展開することが期待されます。

このことから、基本目標を「つながりで未来を拓く 滋賀の生涯学習社会づくり ～まなぶ いかす つながる～」とします。

(2) 基本目標を達成するための3つの柱

基本目標を達成するために、次の3つの柱をたて、「三方よし」の中にある「世間よし」という公の心など「滋賀らしさ」を生かした生涯学習社会づくりをめざします。

まなぶ

個人と社会のニーズに応じた学びの充実

いかす

学びの成果を生かす機会の設定と拡充

つながる

学びを通した人と人、人と社会のつながりの推進



①まなぶ

～個人と社会のニーズに応じた学びの充実～

ア 「まなぶ」の2つの視点

生涯学習は、県民が自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じ自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行うものです。その学びは、多様な内容を含むものですが、それをとらえる視点として、大きく分けて2つあります。

まず1つは、それぞれの生きがいを大切にする学びや、個人が経済的に安定した生活を送るための学びがあります。

この学びは、「個人の要望」による学びであり、例えば、趣味・教養、勤労観の形成や職業能力の向上を図る学び、健康づくりや生涯スポーツなどの学びが挙げられます。

一方、社会の急激な変化が見られる現代では、その変化に対応し、人間性豊かな生活を送るために必要となってきた現代的課題に関する学びがあります。

この学びは、「社会の要請」による学びであり、例えば、深刻化する環境問題、人権問題、国際化・情報化・高齢社会への対応、家庭と地域の教育力の向上、地域共生の仕組みづくりなどの学びが挙げられます。

生涯学習は「個人の要望」による学びと「社会の要請」による学びの2つに明確に分けられるものではありませんが、生涯学習の推進にあたっては、この2つの学びのバランスの視点を持つことが大切です。

イ 「いかす」や「つながる」を意識した学びの工夫

学びに際しては、「いかす」ことを意識した学びや、仲間づくりやネットワークづくりなど「つながる」ことを意識した学びを行うことが大切です。

このため、生涯学習を提供する各主体は、「いかす」ことや「つながる」ことを大切にしたプログラムを構成することが必要です。

ウ 滋賀の良さを実感できる学びの機会の提供

滋賀の生涯学習社会づくりを推進するためには、県民が自らの意志で地域課題に取り組み、実践していくことが大切です。そのためには、県民が滋賀や自分たちの住む地域に対して愛着と誇りを持つことが大切であり、滋賀の良さを実感できる学びの機会の提供が必要です。

②いかす

～学びの成果を生かす機会の設定と拡充～

ア 「いかす」機会の重要性

生涯学習で学んだ成果を自らの生活や仕事に「いかす」ことは、各個人の心豊かでいきいきとした人生や、生涯学習を継続する意欲の向上につながります。

また、滋賀では、琵琶湖の環境問題に対する学習が全県的な活動になり、環境保全の取組が進められてきている歴史があります。このように、地域の課題を学び、その成果を「いかす」ことは、地域の課題解決や地域の教育力向上につながっていくことになります。



イ 「いかす」場の設定

学びの成果を「いかす」ことについては、福祉や環境などの分野において、多くの県民がボランティアとして取り組んでいます。

また、社会教育法^{*1}では、学びの成果を活用した活動の機会提供などが、社会教育行政の役割として示されており、学校支援活動や社会教育施設等^{*}での活動の機会提供が行われています。

今後さらに、多様な分野で、学びの成果を「いかす」場の設定が必要です。

ウ 「いかす」につながる評価

学習成果の活用を促進するためには、学習成果が適切に評価されることが大切です。

現在、学習成果、活動を生涯学習手帳やカードなどに記録することや、表彰するなどの取組が行われています。学習の励みにつながる評価や「いかす」につながる評価も必要です。

③つながる

～学びを通した人と人、人と社会のつながりの推進～

ア つながりの構築

都市化、情報化、価値観の多様化などによる社会の変化により、住民同士の連帯意識の低下や人間関係の希薄化が進み、また、地域によっては行事や文化を受け継ぐことが困難になりつつある状況が見受けられます。

そのため、生涯学習社会づくりを進めるにあたり、学びを通した人と人、人と社会のつながりや、世代を超えたつながりの構築が必要です。

また、県民の学びや、その成果の活用は、様々な時間や場所において様々な方法で進められています。

こうした県民の学びや、その成果の活用をより促進するためには、各主体がネットワークの形成を図り、連携・協働を進めることにより、つながりを広め、きずなを深めることが大切です。



イ 「つながる」機能の充実

「つながる」機能の充実のためには、多様な地域の資源（人材、文化、環境など）を生かし、各主体に働きかけ、それらを適切につなぐ人材を養成することが大切です。

また、学びの場や生かす場を提供する各主体は、コーディネートする力を高める一方、お互いの取組の情報を交流できるシステムや出会いの場を設定することが必要です。

ウ 情報の提供

「まなぶ」と「いかす」がつながるためにには、学びの場や生かす場を提供する各主体が、「まなぶ」情報や「いかす」情報を県民に提供する必要があります。

また、県民が情報を得る手段や方法が様々であることを考慮して、各主体は、インターネットや広報紙など適切な方法を選んで伝えることが大切です。

学習相談においても、学びの場だけでなく、学びの成果を生かす場についての情報提供を行うことが必要です。

*1 社会教育法第5条第15号において、市町村の教育委員会の事務として「社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること」が規定されている。

第2章

各主体の取組

第2章では、各主体に期待される取組を示します。

第1章で示した基本目標を達成するため、「まなぶ」「いかす」「つながる」の3つを柱に、次に掲げる取組を充実する必要があります。

1 県民に期待される取組

まなぶ

- 自発的意思に基づき、自己の学習目的に合った内容・手段・方法を自ら選び、生涯を通して、向上心を持って学習活動に取り組む。
- 社会の変化に対応するため、現代的課題や地域課題について、学ぶ意味を理解し、学習活動に取り組む。



いかす

- 学びの成果を、自らの生活や仕事、家庭、地域での活動に生かし、自己の充実と生活の向上を図る。

つながる

- 家族などの身近な人々や地域住民の学習活動に協力し、学びあいや教えあいを通して仲間づくりやネットワークづくりを進める。

2 地域に期待される取組

まなぶ

- 自治会や子ども会、老人クラブ、女性団体、青年団体およびP T Aなどの地域の団体やグループが主体的に多様な学習機会をつくり、地域住民に提供する。

いかす

- 身近な施設を有効に活用しながら、地域住民に対して、地域の課題解決に向け、その学びの成果を生かす場を提供する。

つながる

- 地域住民が、それぞれの地域の特色を生かし、ともに学びあい、教えあうネットワークづくりを推進し、世代を超えた地域のきずなを育て、深める。

3 ボランティア団体・N P Oに期待される取組

まなぶ

- ボランティア団体・N P O※の特色を生かした多様な学習や体験の場をつくり、県民に積極的に提供する。

いかす

- 県民の学びの成果を生かす場を提供する。

つながる

- 学校や地域での学習活動に対して、専門的知識や技術を持つ指導者をはじめとした多様な人材の派遣や、情報提供、助言などの支援をする。
- ボランティア団体・N P Oの活動への参画が進むよう、活動内容を積極的に情報公開し、広報活動を行う。
- 各主体と連携し、課題解決を進めていく中で、ネットワークを充実させていく。

4 学校・大学等に期待される取組

まなぶ

- 生涯にわたって学び続けることの大切さや、働くことの尊さなどを実感させ、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」といった「生きる力」を育み、生涯学習の基礎としての力を培う。
- 大学等は、社会人の「学びなおし」やキャリア・アップ※の学習機会を充実する。
- 施設・設備の地域への開放や公開講座・出前講座の開催など、開かれた学校・大学づくりを進める。

いかす

- 学習支援ボランティアの受け入れなどにより、県民の学びの成果を生かす場を提供する。
- 学社融合※を推進し、地域課題について、県民とともに考え、ともにその課題解決にあたる。
- 大学等は、生涯学習の成果の評価についての仕組みづくりを進める。

つながる

- 自らの教育活動の充実のために必要な人材の情報を地域に発信する。
- 地域の一員として、文化との触れあいや世代間の交流を積極的に進める。
- 大学等は、知的集積や人的資源を活用し、地域課題解決につながるよう、地域に必要な人材の養成を積極的に行う。



5 企業等に期待される取組

まなぶ

- 従業員を対象とした企業内での生涯学習の機会をつくり、積極的に提供する。
- 学校教育や地域での学習活動に対して、企業等の特色を生かした施設・設備の開放や人材の派遣を積極的に行う。

いかす

- 生涯学習を通して取得した知識や技能、資格などを積極的に評価する。

つながる

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※を推進することにより、従業員の生涯学習を奨励し、その成果を従業員の生活の向上や地域活動へつなげる。

6 社会教育施設等に期待される取組

まなぶ

- 県民の学習意欲に応えることができるよう、展示や催し、体験的な学習プログラムなど多様な学習機会を提供する。
- 社会の要請に対応し、あらゆる世代の多様な要求に対応した学習機会を提供する。

いかす

- 県民がそれぞれの学びの成果を互いに生かしあい、連携しながら活発に地域活動に取り組むことができるよう、生かす場の設定や人材の育成・活用を行う。

つながる

- 地域における生涯学習・社会教育の拠点として、ハブ機能※を持つ。
- インターネットの活用など、だれもが利用しやすい施設としてのサービスの向上に努め、県民が気軽に集い、触れあう機会を提供する。
- 県民に対して専門職員による学習情報の提供や相談窓口の充実を図る。

7 行政の取組

まなぶ

- 県民が、公民館、図書館などの地域にある身近な場で、主体的に学習活動が行えるよう機会と場づくりを支援する。
- 学習機会の提供の際には、学習者の仲間づくりやネットワークづくりの視点を持つ。
- 全ての県民が学習することができるよう、障害のある人や外国人住民などにも配慮する。
- 生涯学習・社会教育に関する専門職員の配置と資質の向上に努める。
- 学校や地域の多様な希望に応じて、学校支援や出前講座などによる生涯学習の支援を行う。

いかす

- 学びの成果を生かした活動や場づくりを支援する。

つながる

- 生涯学習推進のための施策を総合的に展開するとともに、関係各部局間の連携と調整を図りながら、効率的・効果的な施策展開を推進する。
- 県および市町が連携を緊密にし、情報を共有化することによって、それぞれの地域において、特色を生かした生涯学習の取組が推進されるよう支援する。
- 学習情報の提供については、インターネット、広報紙など様々な媒体を活用し、より多くの県民に情報が届くようにする。
- 県は、国および他の都道府県などと生涯学習に関する情報の共有化や交換を進める。
- 各主体と連携し、地域の課題解決のため、地域に必要な人材の養成を行う。

8 各主体のネットワークの形成

上記で示した各主体は、地域の資源を有効に生かして、それぞれの役割を果たし、ネットワークの形成や連携・協働を進めることにより、滋賀の生涯学習社会づくりを推進していくことが期待されます。



第3章

県の施策の総合的な展開

第3章では、基本目標を達成するための県の主な施策の展開について示します。

今まで基本目標として取り組んできた「まなぶ」「いかす」とともに、「つながる」ことを重要な視点として加え、「つながる」ことを重点的に取り組む施策については、☆印で記載しています。

1 生涯学習の各分野における施策の推進

本県の現状と課題を踏まえ、次の12の各分野で県が取り組む主な施策について示します。

(1) 環境に配慮した社会づくり

滋賀の豊かな環境を次世代に引き継いでいくため、環境に関する学習や体験の推進、持続可能な社会づくりに関する次の施策を推進します。

評価指標	実績値	目標値	所管
環境学習企画サポート件数	496件 平成19年度実績値	1,900件 平成25年度目標値	琵琶湖博物館
森林環境学習の年間受講者数	12,928人 平成20年度実績値	20,000人 平成26年度目標値	森林政策課
「みるエコおうみ」プログラム※取組世帯数	1,898件 平成21年度実績値	10,000件 平成26年度目標値	温暖化対策課

①環境に関する学習や体験の推進

☆県民、企業等、学校、NPO※などの環境教育・環境学習の取組に対し、情報の提供や企画の支援、相談などを行います。

- ・子どもたちが主体的に学び、生きる力を育むため、「うみのこ」「やまのこ」「たんぽのこ」など体験型環境学習の機会を充実します。
- ・県民が水と親しむなかで水環境保全意識の向上を図り、下水道の普及啓発を行います。
- ・森と湖に親しみ、森林や人造湖などへの関心と理解を深めます。
- ・子どもたちの生き物を大切にする心を育てることを目的として、講演会や観察会を開催し、また、参考図書などの貸出を行います。
- ・植樹された苗木の維持管理や自然教室を通じて自然環境に対する理解や関心を高めます。
- ・ビオトープ※を拠点に自然観察会や保全活動を行い、川・人・地域をつなげます。

②持続可能な社会づくり

・家庭部門におけるCO₂排出量を削減するため、CO₂削減プログラムを提供し、温暖化対策の推進を図ります。

☆「買い物」という身近な行動を環境配慮型へ転換するため、消費者、企業等、行政が一体となって広く普及啓発を行います。

☆県民、企業等が行う琵琶湖総合保全の取組を支援し、「マザーレイク21計画」*1の一層の推進をめざします。

*1 平成12年(2000年)3月策定／滋賀県

・次代を担う子どもたちに、「緑のダムづくり※」が環境や地域を守る上でいかに大切かを学んでもらい、間伐の重要性や自助共助による防災対策の推進について紹介します。

☆多様な生物がすむ琵琶湖の生態系保全に対する意識を啓発し、漁業者をはじめ、県民とともに、豊かな琵琶湖の再生に取り組みます。

☆環境に調和した農業の推進と琵琶湖の環境保全のため、農村地域の水質および生態系の保全に県民の参加を得ながら取り組みます。

(2) 魅力ある文化の振興

心豊かで潤いのある県民生活および個性豊かで活力にあふれる社会の実現のため、文化の創造と保存・活用に関する次の施策を推進します。

評価指標	実績値	目標値	所管
1年間に文化創作活動を行ったことのある県民の割合	39.0% 平成20年度実績値	45.0% 平成27年度目標値	県民文化課
芸術鑑賞した小中学生数*1	24,640人 平成21年度実績値	30,000人 平成27年度目標値	県民文化課

①個性豊かな文化の創造

・高い水準の舞台芸術の創作活動や芸術性の高い展覧会など、創造的な文化活動が活発に行われる環境を整備します。

☆文化の担い手の主役である県民、文化団体などによる自主的・主体的な活動が持続的に行われるように支援します。

☆県立文化施設において、サポートーやボランティアなど県民との協働を推進し、公共および民間の文化施設との連携を図ります。

②文化的資産の保存と活用

- ・国宝・重要文化財、県指定文化財、登録文化財など滋賀固有の資産を適切に保存し、公開を図ります。
- ・滋賀の豊かな文化財と親しみ、理解を深めるための講座などを開催します。
- ・未来を担う子どもたちが、滋賀の豊かな伝統文化や生活文化、芸術文化など本物の文化に触れる機会を充実します。

(3) 健康づくりとスポーツ活動

県民が健やかで心豊かに安心して暮らせる活力ある社会とするため、健康づくりやスポーツ活動の振興に関する次の施策を推進します。

評価指標	実績値	目標値	所管
スポーツを行っている県民の割合 (週1回以上のスポーツ実施率)	45.2% 平成20年度実績値	50%以上 平成25年度目標値	スポーツ健康課

*1 近代美術館、しが県民芸術創造館、びわ湖ホールなどの事業において芸術鑑賞した小中学生数

①健康づくりの推進

- ・子どもから大人までの生涯にわたる食育の推進を行うことにより、県民の望ましい食習慣の定着や、生活習慣病の予防を図ります。
- ・健康教育、健康相談を充実し、思春期の子どもたちの健康の保持増進を図ります。
- ・「健康しがたばこ対策指針*1」に基づき、知識の普及や防煙・分煙・禁煙支援などの対策を推進します。

②スポーツ活動の振興

- ・総合型地域スポーツクラブ※の運営に対する指導・助言および支援活動を行います。
- ・高齢者や障害者が、健康を保ちながら生きがいを持って生活することができるよう、健康づくり、スポーツの機会の拡充を図ります。
- ・次世代を担うジュニア世代の育成強化に重点を置き、様々な舞台で活躍できる選手の育成を行います。

(4) キャリア形成と「仕事と生活の調和」

県民が知識、技術、感性を生かし、能力を高めながら自分の力に応じて活躍できるよう、職業能力開発やキャリア教育※を推進し、働き方の見直しが進むよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）※の推進に関する次の施策を推進します。

評価指標	実績値	目標値	所管
ワーク・ライフ・バランス推進企業登録数	376社 平成21年度実績値	560社 平成26年度目標値	労政能力開発課
ヤングジョブセンター滋賀※での支援による就職者数	1,181人 平成20年度実績値	1,300人 平成26年度目標値	労政能力開発課

①職業能力向上機会の充実

- ・能力開発に向けた多様な受講機会を提供し、就職や就業に必要な知識・技能の習得を図る訓練や教育を実施します。

☆就業経験の少ない若年求職者などを、県内の中小企業などが求める中核人材として育成し、雇用に結びつける仕組みづくりを推進します。

②キャリア教育の推進

- ・学校において、児童・生徒自らの可能性を高め、職業的自立と社会で活躍する意欲を培い、人生を切り開き挑戦する意欲を育むことを目的としてキャリア教育に取り組みます。
- ・中学校での5日間の職場体験（中学生チャレンジウィーク）を通じて将来の生き方にについて考える機会をつくり、地域の子どもを地域で育てる気運を高めます。
- ・若年者の学習意欲を喚起し、職業能力を育成するため、県機関において大学生などを対象にインターンシップ（就業体験）を行います。

*1 平成14年(2002年)12月策定／滋賀県

③仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

- ・仕事と生活の調和の意義を普及し、働き方の見直しが進むよう、啓発・広報事業などに取り組みます。

（5）子どもの育ちを支える社会づくり

各主体が一体となって、地域全体で子どもの育ちを支える環境づくりに関する次の施策を推進します。

評価指標	実績値	目標値	所管
しがこども体験学校※参加団体数	80団体 平成21年度実績値	100団体 平成26年度目標値	子ども・青少年局
家庭教育協力企業協定の締結企業数	904事業所 平成21年度実績値	1,300事業所 平成27年度目標値	生涯学習課
学校支援ディレクター※がコーディネートして、連携授業を実施した学校数	39校 平成21年度実績値	60校 平成27年度目標値	生涯学習課
通学合宿※開催数	44箇所 平成21年度実績値	55箇所 平成27年度目標値	生涯学習課

①家庭の教育力の向上

☆家族の触れあいやきずなを大切にする機会を提供し、地域全体で子どもを育てる気運を高めます。

- ・早寝・早起き・朝ごはんなど、子どもの望ましい生活習慣を育成し、学習、スポーツ、読書などの活動にいきいきと取り組めるよう県民運動を展開します。
- ・青少年の健全育成のための少年・保護者などへの指導助言を行います。



☆親同士が子育ての経験を語りあい、学びあうことを通して、親の教育力の向上を支える仲間づくりを推進します。

☆企業等と県教育委員会が協定を結んで、家庭の教育力の向上に向けた企業等の主体的な取組を推進します。

②地域における子育て支援の充実

☆地域の人材や社会資源などを活かし、地域住民が主体的に子育てや若者の自立に関わり、支えていく共助の仕組みづくり（子育て三方よしコミュニティづくり）を推進します。

☆「地域が学校、住民が先生」という考え方のもと、しがこども体験学校の体験プログラムを充実し、様々な実体験を通して子どもの豊かな人間性や社会性を育みます。

☆放課後や週末などに小学校の教室などを活用して、地域住民の参画を得た活動を実施し、子どもたちが地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。

☆子どもの体験活動の機会と場を充実するために、地域住民などが子どもたちの活動を支援する通学合宿を推進します。

☆学校、地域、市町との連携により、地域の子ども安全ボランティアの活動を推進します。

☆子どもに対する虐待防止に社会全体で取り組む意識を育むため、市町、関係機関・団体、企業などと協働し、オレンジリボン※を活用した啓発活動を行います。

- ・保育所、学校などで、子どもや保護者に対する児童虐待防止に関する啓発や学習、子ども自らが暴力から身を守る力をつける教育プログラムの普及促進に取り組みます。
- ・「21世紀淡海子ども未来会議※」による体験学習や「子ども県議会※」の開催などにより、子どもが意見を表明したり、積極的に社会に参加する機会を提供します。

③「生きる力」を育む学校教育の推進

☆幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学などの学校間の連携を強化します。

☆様々な経験を持つ地域の人々や専門的な知識・技術を持つ企業・団体・NPO※などが学校を支援する仕組みづくりを推進します。

- ・児童生徒の感性を磨き、豊かな心を育て、思考力や表現力を育むため、学校図書館などの読書環境の整備に努めます。
- ・体育授業・運動部活動の指導に関して、各学校へ優れた技能を持つ地域の指導者を派遣します。

☆生涯学習・社会教育の知識とコーディネート能力の充実向上など、学校と地域を結ぶ指導的役割を果たす教員を養成します。

- ・各学校の多様な希望に応じた出前講座などを行うことにより、学校教育を支援します。

(6) 人権尊重の社会づくり

全ての人の人権が尊重される豊かな社会づくりをめざし、人権教育・啓発に関する次の施策を推進します。

評価指標	実績値	目標値	所管
しが生涯学習スクエア※における人権教材貸出数	2,092件 平成18～22実績値	2,200件 平成23～27実績値	生涯学習課

①人権教育の推進

☆中学校区などを単位に、学校・園・所、関係機関などが一体となって、系統的・継続的な人権教育の推進を図ります。

☆人権に関する研修資料・学習教材や啓発資料の作成・配布を行い、インターネットなども活用して教材、指導者などの情報提供に努めます。

☆人権尊重の地域づくりや団体づくりをめざす指導者や、市町での人権学習会や地区別懇談会などをコーディネートする人材の育成を行います。

- ・教職員の人権意識を高め、実践に結びつける技能や態度を身につけることにより、学校での豊かな人権教育を推進します。

②人権啓発の推進

- ・多様な啓発媒体を効果的に活用し、県民に対して人権尊重意識の高揚を図ります。

☆県が作成した啓発教材について県民に活用されるよう努めます。また、啓発教材や地域で開かれる人権に関する研修会などの情報を県ホームページなどで提供します。

(7) 多文化共生の推進

外国人住民を含む全ての県民が、異なった文化や習慣、価値観などを理解しあい、安心して暮らすことができる「多文化共生」の地域づくりに関する次の施策を推進します。

評価指標	実績値	目標値	所管
(財)滋賀県国際協会などのボランティア登録者数*1	191人 平成21年度実績値	222人 平成26年度目標値	観光交流局

①国際理解の推進

- ・県民が、異なる文化を理解する能力の向上や豊かな国際感覚を身につけられるよう、情報や学習機会を提供することにより国際理解を推進し、国際社会の一員として活躍できる人材の育成を行います。

②多文化共生の地域づくり

☆地域住民が多文化共生に関する取組に参画できるよう、様々な機会をとらえて多文化共生の意識づくりに向けた啓発を行い、日本人住民と外国人住民の交流を図るため、相互理解が促進される場づくりを進めます。

☆各主体が連携・協働しながら多文化共生の地域づくりを推進できるよう、必要な人材の育成を行います。

(8) 科学技術の高度化への対応

インターネットをはじめとした情報など科学技術の進展に対応できるよう、次の施策を推進します。

①高度情報社会への対応

- ・高度情報社会に主体的に対応できる情報活用能力を持った人材の育成を行うため、情報教育を推進します。
- ・インターネットによる人権侵害を防止するため、インターネット利用上のルールやマナー、情報を収集・発信する際の個人の責任やモラル、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解などについて、県民への啓発を行います。
- ・携帯電話、パソコンの電子メールや地上デジタル放送などを活用して、県政に関する情報を迅速に県民に提供します。

②科学技術に親しむ学習機会の充実

- ・科学技術やものづくりに関する県民向け・子ども向けの講座やイベントなどを開催し、科学と触れあう機会を提供します。

*1 国際交流支援、ホームステイ・ホームビジット、通訳・翻訳および災害時の通訳等の外国人サポーターの登録者数

(9) 安全・安心な社会づくり

安全で安心して充実した生活基盤を確保できるよう、防災・防犯活動の推進や自立した消費者の育成に関する次の施策を推進します。

評価指標	実績値	目標値	所管
人口1万人あたりの刑法犯認知件数	110.4件 平成21年実績値	全国平均以下 平成26年目標値	県警生活安全企画課 県民活動課

①防災・防犯活動の推進

- ・地震災害などの情報を発信し、普段から地震災害などへの備えが充実するよう、啓発を行います。
 - ・水害に対する訓練などを市町、地域住民が自ら計画・実践し、地域防災力を高めるサポートの充実を図ります。
 - ・土砂災害防止に関する知識の普及啓発を行い、地域において中核となる砂防リーダーの育成を行います。
- ☆災害ボランティアコーディネーターの養成研修などを実施し、平常時から情報共有を図ります。
- ・子ども自身が主体的に考え方行動できる、防災・防犯活動に関する取組方策について調査研究を進めます。
- ☆犯罪が起きにくい社会づくりを推進するため、きめ細かなネットワークを築き、社会の規範意識の向上ときずなの強化に努めます。
- ・薬物乱用防止に関する啓発運動を行います。
 - ・交通事故、交通安全、交通ルールやマナーに関する情報をテレビ、ラジオ、広報紙などの媒体で発信し、交通安全意識を高めます。

②自立した消費者の育成

- ・消費者の自立を支援するための各種講座を開催し、消費者への啓発強化を図ります。
- ・消費者被害の未然防止のための啓発を行い、また、消費生活相談窓口の周知を図ります。

(10) 男女共同参画社会の実現

男女の人権が尊重され、あらゆる分野で個性と能力を十分に發揮し活躍できるよう、男女共同参画社会の実現に関する次の施策を推進します。

評価指標	実績値	目標値	所管
男性の育児休業取得率	1.4% 平成21年度実績値	5.0% 平成26年度目標値	労政能力開発課
男女共同参画センターの支援を受けた活躍する女性の数*1	18人 平成21年度実績値	120人 平成27年度目標値	男女共同参画課

*1 男女共同参画センターで実施している女性のチャレンジ支援事業等を活用して、社会で活躍をはじめた女性の数。活躍状況の例としては、「アロマショップ開業、子育て支援のNPO法人設立、パン屋経営、コミュニティカフェ運営等」

①男女共同参画意識の啓発

- ・県民や企業等の男女共同参画社会についての理解を深め、家庭、地域、職場での男女共同参画の取組が加速するよう、対象やテーマ、年代に応じた啓発・広報に努めます。
- ☆男女共同参画に関する県民の主体的な活動を促進するため、自治会や地域の団体、企業等が実施する研修会などへ講師を派遣し、また、活動団体などとの交流事業や協働事業を行います。
- ・性別による差別的な取扱いやドメスティック・バイオレンス※（配偶者や恋人からの暴力）、セクシュアル・ハラスメント※（性的嫌がらせ）など、男女共同参画に関する悩みの解決に向けて、相談体制の充実を図ります。

②就業環境の充実

- ・出産・育児などによりやむなく離職し、再就職を希望する女性に対して、就職・就労の希望に応じた職業訓練を実施します。
- ・女性の参画、経済的自立のための研修・講座の開催などにより、農業・農村での男女共同参画を推進します。

(11) だれもがいきいきと暮らせる福祉社会づくり

高齢者や障害のある人など全ての県民が、安全で快適な生活環境の実現をめざす福祉社会づくりに関する次の施策を推進します。

評価指標	実績値	目標値	所管
小・中学校における福祉読本の活用率	小 39.9% 中 15.1% 平成21年度実績値	小 60.0% 中 60.0% 平成27年度目標値	健康福祉政策課
働き・暮らし応援センターを利用して就業する人の数	287人 平成21年度実績値	500人 平成26年度目標値	障害者自立支援課

①福祉に関する学習や体験の推進

- ・福祉学習を推進し、将来の福祉の担い手の裾野を広げ、家庭や地域での支えあいの心を育むため、小・中学校での福祉読本の活用を図ります。
- ☆子どもの頃から人を思いやる心や協調性を育む場として、地域でのボランティア活動や世代間交流などの体験活動の機会や場の充実を図ります。

②高齢社会への対応

- ・明るい長寿社会を築くため、高齢者の生きがいづくりと健康づくりを推進します。
- ☆高齢者の学習機会を提供して社会参加を促し、また、定年退職者等が地域を支える仕組みづくりを推進します。
- ☆ひとり暮らし高齢者の見守りなど高齢者と地域住民がともに支えあう地域共生を推進します。
- ☆老人クラブの活動をはじめ、目的や趣味を共有する高齢者のグループづくりや仲間づくりを支援します。

- ・各地域できめ細かく交通安全教育が実施できる交通安全指導員を養成し、高齢者の交通事故防止を図ります。
- ・加齢に伴う身体機能の低下を自覚することを内容とする講習により、高齢運転者の交通事故防止を図ります。

③障害者の社会参加の促進

- ☆障害者の機能訓練やコミュニケーション支援事業を実施し、また、各種情報提供や相談事業を行うことにより、障害者の自立と社会参加を促進します。
- ・障害のある人たちとその家族が住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう、リハビリテーションの理念の普及を図ります。
- ☆障害のある子どもたちと障害のない子どもたちが交流し、ともに活動することを通して、障害児への理解の促進に努めます。
- ・ユニバーサルデザイン※の考え方に関する理解を深め、集団生活の中でそれぞれの個性や能力を十分に発揮できるよう教育環境の整備を図り、実践に結びつく教育を推進します。
- ☆障害者の芸術・文化活動を振興し、社会的評価を高め、障害者の社会参加を促進します。
- ・日常の会話や生活を支援するボランティア（手話、要約筆記、点訳および移動支援）の養成を行い、障害のある人の自立と社会参加を促進します。

(12) 特色を生かした魅力ある地域づくり

地域の課題解決のため、様々な分野で活動が行われているボランティア団体・NPO※をはじめとした各主体の活動に関して次の施策を推進します。

①ボランティア活動やNPO活動の推進

- ・ボランティアやNPOに必要な知識や技術に関する学習機会を提供し、活動の活性化を促します。
- ☆ボランティア団体やNPO相互の交流や情報交換を行う場を提供し、ネットワークづくりを支援します。
- ☆各主体が県と協働して公共サービスを提供していく仕組みを整備・運用します。
- ・県内の観光ボランティアガイドが相互交流し、現地研修を行うことによりガイドの資質の向上を図ります。

②だれもが住みよい地域づくり

- ☆地域において、高齢者や子ども、障害者を含む地域住民が自然に集い、触れあえる場づくりを支援します。
- ・地域活動情報などを集約した県域でのホームページの運営、国の地域づくり表彰や各種支援制度の活用に関する助言・情報提供などを通じて、市町が取り組む地域づくりを支援します。
- ・地域での見守り活動を支援するための情報を提供します。

☆企業従業員が在職中から市民活動を体験する場を設け、地域課題に対する認識を高めることで、地域での活動への参画を推進します。

- ・明るい選挙推進のために地域のリーダーとなる人材を育てます。
- ・地域の多様な希望に応じた出前講座などを行うことにより、地域づくりを支援します。

2 「つながる」環境の整備

各主体と連携・協働し、学びを通して人と人、人と社会が「つながる」環境の整備に関する次の施策を示します。

評価指標	実績値	目標値	所管
滋賀県学習情報提供システム「におねっと」※における講座情報数	1,201講座 平成21年度実績値	2,100講座 平成27年度目標値	生涯学習課

(1) 学習情報提供・学習相談の充実

☆県民の生涯学習を支援するため、各主体が実施する講座などの学習情報を一元化し、学習情報提供システム「におねっと」などで生涯学習に関する情報を提供します。

☆県のホームページや広報紙などで、県政情報や教育情報などの最新情報を提供し、また、各種の講座やシンポジウムなど学習機会を案内します。

☆各主体の多様な生涯学習の支援のため、学習方法や資料、教材についての相談を受け、また、視聴覚教材の貸出を行います。

☆女性団体、青年団体、子ども会およびP T Aなどの社会教育関係団体や、自治会および老人クラブなどで、主体的な活動が活発に行われるよう、人材の育成支援や情報提供などを行います。

(2) 交流と情報交換の場づくり

☆各主体の取組や連携・協働の取組を推進するため、情報交換や交流の場づくりに努めます。

☆地域の多様な学習機関の連携を深め、公民館などの日常的な学習、高等学校などの体験的な学習、さらに大学での専門的な学習の3つを段階的に組み合わせた学習機会を提供します。

☆学校自らが持つ人的、物的教育資源を県民に開放して様々な学習の機会を提供し、学校と地域の交流を進めます。

(3) 生涯学習を支援する人材の育成

☆社会教育の中心的役割を担う社会教育主事を育成し、また、社会教育委員の資質向上を図るための研修の機会を充実します。

☆家庭と地域、学校と地域などの各主体の連携を図るため、人材の育成を行います。

参考資料

滋賀の生涯学習社会づくり基本構想の概要.....	34
「つながる」ことを重点的に取り組む県の施策一覧.....	36
滋賀の生涯学習社会づくり基本構想策定経過.....	38
質問文・答申文.....	39
滋賀の生涯学習社会づくり推進協議会設置要綱.....	40
滋賀の生涯学習社会づくり推進協議会委員名簿.....	40
滋賀県生涯学習推進本部設置規程.....	41
用語解説.....	43

滋賀の生涯学習社会づくり基本構想の概要

はじめに

構想期間：平成23年度（2011年度）～平成27年度（2015年度）

策定の趣旨

- ・厳しい経済雇用情勢、深刻化する環境問題、国際化・情報化・都市化の進展や、市町村合併により50団体あった市町村が19市町となるなど、社会は急速に変化しており、新しい課題が発生
- ・教育基本法が改正され、「生涯学習の理念」が教育に関する基本的な理念として新たに規定

構想の性格

- ・県民をはじめ地域、ボランティア団体・NPO、学校・大学等、企業等、社会教育施設等および行政の各主体が連携し、滋賀の生涯学習社会づくりを推進するための指針

第1章 基本的な考え方

生涯学習社会づくりの意義

いつでも、どこでも、だれでもが、主体的に適切な方法で学び、学んだことを生かし、心豊かでいきいきとした人生を築くとともに、一人ひとりの人権を尊重し、地域において互いに連携しながら様々な課題の解決を図っていく生涯学習社会づくり

- 自立した個人の形成 ○学習を通じたきずなづくり
- 豊かな地域づくり ○協働の推進

生涯学習社会づくりで大切にしたい「滋賀らしさ」

- 環境 琵琶湖や周りの山々など自然を大切にする環境意識
- 歴史・文化 豊富な文化財と新たな文化の創造
- 近江の心 大切に守り育て未来につないでいくべき先人たちの教え

滋賀の生涯学習社会づくりの現状と課題

- 生涯学習を行う県民の割合（64.0%）→全国平均より17ポイント高い
- 生涯学習の目的 「楽しみや生きがい」（59.9%）
「地域や社会に役立つ活動をするため」（25.8%）
- 大切なと思う学習課題 「環境問題」「高齢者の生きがい活動」「健康の維持・増進」

環境、歴史・文化、健康、働く、子育て、人権、国際化、情報化、その他の分野の課題について主体的に学び、その成果を自らの生活や仕事に生かすとともに、地域課題につなげていくことが重要

基本目標

つながりで未来を拓く 滋賀の生涯学習社会づくり ～まなぶ いかす つながる～

基本目標を達成するための3つの柱

まなぶ

～個人と社会のニーズに応じた学びの充実～

ア「まなぶ」の2つの視点

「個人の要望」 生きがいや経済的安定のための学び
「社会の要請」 現代的課題に関する学び

イ「いかす」や「つながる」を意識した学びの工夫

ウ 滋賀の良さを実感できる学びの機会の提供

いかす

～学びの成果を生かす機会の設定と拡充～

ア「いかす」機会の重要性

学んだ成果を「いかす」→いきいきとした人生
→地域の教育力の向上

イ「いかす」場の設定

ウ「いかす」につながる評価

つながる

～学びを通して人と人、人と社会のつながりの推進～

ア つながりの構築

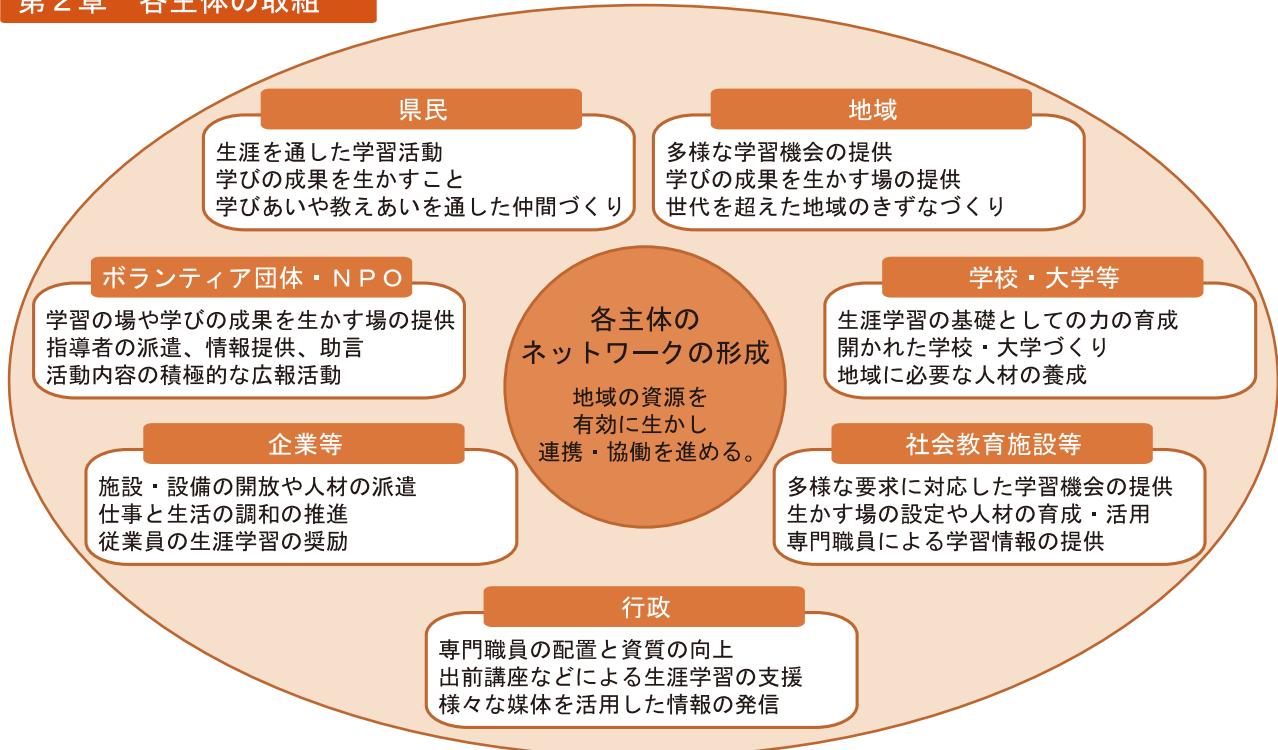
学びを通して人と人、人と社会のつながり

イ「つながる」機能の充実

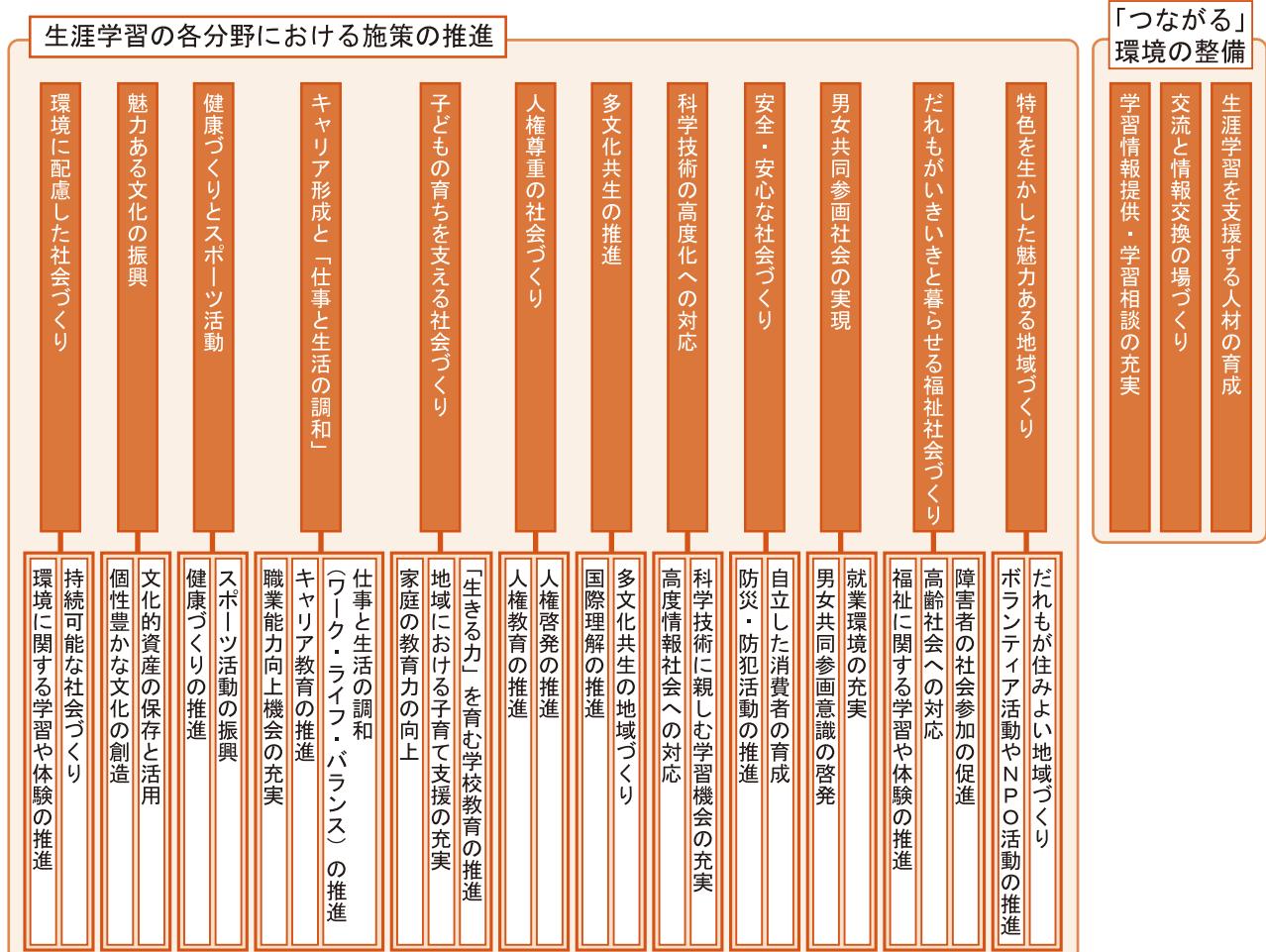
ウ 情報の提供

「まなぶ」情報、「いかす」情報

第2章 各主体の取組



第3章 県の施策の総合的な展開



つながりの構築

- ☆「買い物」という身近な行動を環境配慮型へ転換するため、消費者、企業等、行政が一体となって広く普及啓発を行います。
- ☆県民、企業等が行う琵琶湖総合保全の取組を支援し、「マザーレイク21計画」の一層の推進をめざします。
- ☆多様な生物がすむ琵琶湖の生態系保全に対する意識を啓発し、漁業者をはじめ、県民とともに、豊かな琵琶湖の再生に取り組みます。
- ☆環境に調和した農業の推進と琵琶湖の環境保全のため、農村地域の水質および生態系の保全に県民の参加を得ながら取り組みます。
- ☆文化の担い手の主役である県民、文化団体などによる自主的・主体的な活動が持続的に行われるよう支援します。
- ☆県立文化施設において、サポーターやボランティアなど県民との協働を推進し、公共および民間の文化施設との連携を図ります。
- ☆家族の触れあいやきずなを大切にする機会を提供し、地域全体で子どもを育てる気運を高めます。
- ☆企業等と県教育委員会が協定を結んで、家庭の教育力の向上に向けた企業等の主体的な取組を推進します。
- ☆放課後や週末などに小学校の教室などを活用して、地域住民の参画を得た活動を実施し、子どもたちが地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進します。
- ☆子どもの体験活動の機会と場を充実するために、地域住民などが子どもたちの活動を支援する通学合宿※を推進します。
- ☆子どもに対する虐待防止に社会全体で取り組む意識を育むため、市町、関係機関・団体、企業などと協働し、オレンジリボン※を活用した啓発活動を行います。
- ☆幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学などの学校間の連携を強化します。
- ☆中学校区などを単位に、学校・園・所、関係機関などが一体となって、系統的・継続的な人権教育の推進を図ります。
- ☆犯罪が起きにくい社会づくりを推進するため、きめ細かなネットワークを築き、社会の規範意識の向上とぎずなの強化に努めます。
- ☆男女共同参画に関する県民の主体的な活動を促進するため、自治会や地域の団体、企業等が実施する研修会などへ講師を派遣し、また、活動団体などとの交流事業や協働事業を行います。
- ☆ひとり暮らし高齢者の見守りなど高齢者と地域住民がともに支えあう地域共生を推進します。
- ☆障害者の芸術・文化活動を振興し、社会的評価を高め、障害者の社会参加を促進します。
- ☆各主体が県と協働して公共サービスを提供していく仕組みを整備・運用します。
- ☆地域の多様な学習機関の連携を深め、公民館などの日常的な学習、高等学校などの体験的な学習、さらに大学での専門的な学習の3つを段階的に組み合わせた学習機会を提供します。
- ☆学校自らが持つ人的、物的教育資源を県民に開放して様々な学習の機会を提供し、学校と地域の交流を進めます。

「つながる」機能の充実

- ☆就業経験の少ない若年求職者などを、県内の中小企業などが求める中核人材として育成し、雇用に結びつける仕組みづくりを推進します。
- ☆親同士が子育ての経験を語り合い、学びあうことを通して、親の教育力の向上を支えあえる仲間づくりを推進します。
- ☆地域の人材や社会資源などを活かし、地域住民が主体的に子育てや若者の自立に関わり、支えていく共助の仕組みづくり（子育て三方よしコミュニティづくり）を推進します。
- ☆学校、地域、市町との連携により、地域の子ども安全ボランティアの活動を推進します。
- ☆様々な経験を持つ地域の人々や専門的な知識・技術を持つ企業・団体・NPO※などが学校を支援する仕組みづくりを推進します。

- ☆生涯学習・社会教育の知識とコーディネート能力の充実向上など、学校と地域を結ぶ指導的役割を果たす教員を養成します。
- ☆人権尊重の地域づくりや団体づくりをめざす指導者や、市町での人権学習会や地区別懇談会などをコーディネートする人材の育成を行います。
- ☆地域住民が多文化共生に関する取組に参画できるよう、様々な機会をとらえて多文化共生の意識づくりに向けた啓発を行い、日本人住民と外国人住民の交流を図るため、相互理解が促進される場づくりを進めます。
- ☆各主体が連携・協働しながら多文化共生の地域づくりを推進できるよう、必要な人材の育成を行います。
- ☆災害ボランティアコーディネーターの養成研修などを実施し、平常時から情報共有を図ります。
- ☆子どもの頃から人を思いやる心や協調性を育む場として、地域でのボランティア活動や世代間交流などの体験活動の機会や場の充実を図ります。
- ☆高齢者の学習機会を提供して社会参加を促し、また、定年退職者等が地域を支える仕組みづくりを推進します。
- ☆老人クラブの活動をはじめ、目的や趣味を共有する高齢者のグループづくりや仲間づくりを支援します。
- ☆障害のある子どもたちと障害のない子どもたちが交流し、ともに活動することを通して、障害児への理解の促進に努めます。
- ☆ボランティア団体やNPO※相互の交流や情報交換を行う場を提供し、ネットワークづくりを支援します。
- ☆地域において、高齢者や子ども、障害者を含む地域住民が自然に集い、触れあえる場づくりを支援します。
- ☆企業従業員が在職中から市民活動を体験する場を設け、地域課題に対する認識を高めることで、地域での活動への参画を推進します。
- ☆女性団体、青年団体、子ども会およびPTAなどの社会教育関係団体や、自治会および老人クラブなどで、主体的な活動が活発に行われるよう、人材の育成支援や情報提供などを行います。
- ☆各主体の取組や連携・協働の取組を推進するため、情報交換や交流の場づくりに努めます。
- ☆社会教育の中心的役割を担う社会教育主事を育成し、また、社会教育委員の資質向上を図るための研修の機会を充実します。
- ☆家庭と地域、学校と地域などの各主体の連携を図るため、人材の育成を行います。

情報の提供

- ☆県民、企業等、学校、NPOなどの環境教育・環境学習の取組に対し、情報の提供や企画の支援、相談などを行います。
- ☆「地域が学校、住民が先生」という考え方のもと、しがこども体験学校※の体験プログラムを充実し、様々な実体験を通して子どもの豊かな人間性や社会性を育みます。
- ☆人権に関する研修資料・学習教材や啓発資料の作成・配布を行い、インターネットなども活用して教材、指導者などの情報提供に努めます。
- ☆県が作成した啓発教材について県民に活用されるよう努めます。また、啓発教材や地域で開かれる人権に関する研修会などの情報を県ホームページなどで提供します。
- ☆障害者の機能訓練やコミュニケーション支援事業を実施し、また、各種情報提供や相談事業を行うことにより、障害者の自立と社会参加を促進します。
- ☆県民の生涯学習を支援するため、各主体が実施する講座などの学習情報を一元化し、学習情報提供システム「におねっと」などで生涯学習に関する情報を提供します。
- ☆県のホームページや広報紙などで、県政情報や教育情報などの最新情報を提供し、また、各種の講座やシンポジウムなど学習機会を案内します。
- ☆各主体の多様な生涯学習の支援のため、学習方法や資料、教材についての相談を受け、また、視聴覚教材の貸出を行います。

滋賀の生涯学習社会づくり基本構想策定経過

生涯学習県民意識調査

調査期間 平成21年12月9日～12月22日
調査対象 県内在住の20歳以上の男女（県内在住外国人を含む） 2,000人
調査結果 有効回答者数 1,114人 回答率 55.7%

滋賀の生涯学習社会づくり推進協議会

平成21年10月13日（火）

- 協議会への諮問 「今後の滋賀における生涯学習推進のあり方について」
第1回協議会
 - 「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想」（第4次）の策定について
 - 本県における生涯学習社会づくりの現状と課題について
 - 「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想」（第4次）の基本的な考え方について
 - 生涯学習県民意識調査について

平成22年2月8日（月）

- 第2回協議会
 - 本県における生涯学習社会づくり推進の現状と課題について
 - 「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想」（第4次）の骨格と基本的な考え方について

平成22年7月8日（木）

- 第3回協議会
 - 本県における生涯学習社会づくり推進の現状について
 - 「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想」（第4次）（答申の体系・内容）について

平成22年9月6日（月）

- 第4回協議会
 - 「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想」（第4次）（答申素案）について

平成22年10月19日（火）

- 第5回協議会
 - 「今後の滋賀における生涯学習推進のあり方について（答申）」（案）について

平成22年11月10日（水）

- 知事への答申 「今後の滋賀における生涯学習推進のあり方について」

平成23年2月14日（月）

- 第6回協議会
 - 「つながりで未来を拓く－滋賀の生涯学習社会づくり基本構想－」（案）および基本構想（案）に対して提出された意見・情報の結果について
 - 今後5年間で取り組む「滋賀の生涯学習社会づくり」の推進について

滋賀県生涯学習推進本部

平成21年4月22日（水） 幹事・連絡員合同会議

平成21年5月12日（火） 本部員会議

- 新しい生涯学習推進基本構想の策定について

平成21年11月17日（火） 幹事・連絡員合同会議

平成21年11月25日（水） 本部員会議

- 滋賀の生涯学習社会づくり基本構想（第4次）の策定について

平成22年5月10日（月） 幹事・連絡員合同会議

平成22年5月17日（月） 本部員会議

- 滋賀の生涯学習社会づくり基本構想（第4次）の策定状況について
- 生涯学習県民意識調査の報告

平成22年11月26日（金） 幹事・連絡員合同会議

平成22年11月29日（月） 本部員会議

- 「今後の滋賀における生涯学習推進のあり方について」（答申）報告
- 「つながりで未来を拓く－滋賀の生涯学習社会づくり基本構想－」の策定について

平成23年3月17日（木） 幹事・連絡員合同会議

平成23年3月22日（火） 本部員会議

- 滋賀の生涯学習社会づくり基本構想（第4次）策定について

県民政策コメント制度による意見・情報の募集

実施期間 平成22年12月27日～平成23年1月27日
提出者数 13人（団体）
提出件数 延べ28件

諮詢文・答申文

滋教委生第478号
平成21年(2009年)10月13日

滋賀の生涯学習社会づくり推進協議会会長様

滋賀県知事 嘉田由紀子

今後の滋賀における生涯学習推進のあり方について（諮詢）

「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想（第4次）」の策定にあたり、滋賀の生涯学習社会づくり推進協議会設置要綱（昭和63年12月4日施行）第2条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

（趣旨）

本県では、平成18年3月に策定した「学びあう楽しさ 生かし役立つ喜び－滋賀の生涯学習社会づくり基本構想一」に基づき、県民をはじめ地域、民間団体・NPO、学校・大学等、企業・事業者、社会教育施設等および行政といった各主体がそれぞれ主体的に取り組むとともに相互に連携・協働を図りながら、生涯学習社会づくりを推進しているところです。

今日、個人の価値観が多様化するとともに、地域社会へ主体的に参画しようという意識も醸成されつつあることなどから、多様なNPOが組織され、ボランティア活動も含め、こうした「民」の活動が地域における学習機会や学習成果の活用の場の提供に貢献することが期待されます。他方、少子高齢化の進行、核家族化や都市化の進展に伴う人間関係の希薄化、経済危機とそれに伴う雇用情勢の悪化、そして地方自治体の厳しい財政状況など、新たな社会的課題も生じています。

折しも、平成18年12月に改正された教育基本法には生涯学習の理念と生涯学習社会の実現、家庭教育などが新たに規定されました。また、平成20年6月には社会教育法、図書館法および博物館法が改正され、国および地方公共団体の任務として生涯学習の振興に寄与することが新たに規定されました。

これらの動向からも、生涯学習社会づくりへの取り組みの重要性はますます高まっていると考えられ、県民みんなで共有できる、時代に即応した指針を検討することが必要です。

そこで、本県においては、平成19年12月に策定された「滋賀県基本構想」および、平成21年7月に策定された「滋賀県教育振興基本計画」と整合を図りながら、平成23年度から平成27年度までの滋賀の生涯学習社会づくりを、県民をはじめ、色々な主体が連携・協働して推進するための指針となる次期基本構想を策定したいと考えております。

以上の点を踏まえ、貴協議会の意見を求めるものです。

滋生推協第8号
平成22年(2010年)11月10日

滋賀県知事 嘉田由紀子様

滋賀の生涯学習社会づくり推進協議会
会長 西岡正子

今後の滋賀における生涯学習推進のあり方について（答申）

本協議会は、平成21年(2009年)10月13日付け滋教委生第478号で諮詢ありました標記の件につきまして、慎重に協議を重ね、別添のとおり取りまとめましたので、ここに答申します。

滋賀の生涯学習社会づくり推進協議会設置要綱

(設 置)

第1条 滋賀の生涯学習社会づくりの推進にあたって、県民の意見や要望を広く反映し県民の生涯にわたる学習を総合的に支援するため、滋賀の生涯学習社会づくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(所掌事務および意見の具申)

第2条 推進協議会の所掌事務ならびに意見具申は、次の各号に掲げるとおりにする。

- (1) 滋賀の生涯学習社会づくりの推進に関わる施策に関すること。
- (2) 県民の生涯学習社会づくりを促進するための調査・研究に関すること。
- (3) 滋賀の生涯学習社会づくりに関わる事業等の連絡調整に関すること。
- (4) 滋賀の生涯学習社会づくりの推進に関わる意見具申に関すること。
- (5) その他滋賀の生涯学習社会づくりを推進するうえで必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 推進協議会は、委員15人以内で組織する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第5条 推進協議会に、会長及び副会長を一人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会議の議長になり会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその会務を代理する。

(委 員)

第6条 委員は、学識経験を有する者等から、教育委員会が委嘱する。

(会 議)

第7条 推進協議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

(専門委員会)

第8条 推進協議会に専門的な事項を審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、学識経験を有する者等や県及び県教育委員会の職員のうちから、会長が指名し教育委員会が委嘱する。

(幹 事)

第9条 幹事を若干名置き、滋賀県生涯学習推進本部の幹事をこれに充てる。

(事務局)

第10条 推進協議会の事務局を、県教育委員会事務局生涯学習課内に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は昭和63年12月4日から施行する。

この要綱は平成8年6月26日から施行する。

この要綱は平成16年4月26日から施行する。

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

滋賀の生涯学習社会づくり推進協議会委員名簿

〔任期：平成21年9月1日から平成23年8月31日まで〕

副会長	内田 秀美	(公募)
	宇野 和子	(草津市立渋川小学校校長)
	大河 ジャッケリネ	(びわこ学院大学 スペイン語非常勤講師)
	加藤 みゆき	(前森林公園くつきの森 麻生里山センター 事務局)
	金森 雅夫	(びわこ成蹊スポーツ大学 生涯スポーツ学科 教授 学科長)
	神部 純一	(滋賀大学 准教授 生涯学習教育研究センター)
	熊田 富士江	(竜王町立図書館長)
	桑名 宏幸	(三和産業株式会社 代表取締役社長)
	清水 幾子	(大津市教育委員会事務局生涯学習課長)
	谷口 久美子	(N P O法人CASN代表)
会 長	西岡 正子	(佛教大学教育学部教授 佛教大学四条センター所長)
	藤井 藤太郎	((財)滋賀県人権センター 主幹)
	堀 正基	(滋賀県社会福祉協議会 副会長)
	宮田 仁	(滋賀大学教育学部 教授)
	吉久 義則	(公募)

滋賀県生涯学習推進本部設置規程

(設置)

第1条 県民一人一人が心豊かで生きがいのある生活を送り、楽しさと喜びを味わいながら様々な学習と活動ができる生涯学習社会づくりを目指して、生涯学習に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、滋賀県生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生涯学習の推進に係る基本的かつ総合的な施策の樹立に關すること。
- (2) 生涯学習に係る事業に関する関係部局間の連絡調整に關すること。
- (3) 生涯学習の奨励および普及に關すること。
- (4) その他生涯学習の推進について必要な事項に關すること。

(構成)

第3条 推進本部の構成員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 幹事
- (5) 連絡員

2 本部長は、教育委員会に係る連絡調整を担任する副知事をもって充てる。

3 副本部長は、教育長の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

6 本部長は、前2項に定めるもののほか、必要と認める者を本部員または幹事に命じ、または委嘱することができる。

7 連絡員は、幹事が属する課または室の職員のうちから推薦する者をもって充てる。

(構成員の職務)

第4条 本部長は、推進本部の事務を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、または本部長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 本部員は、それぞれの所掌事務を掌理する。

4 幹事は、本部員を補佐し、所掌事務を整理する。

5 連絡員は、幹事を補佐し、推進本部の事務に従事する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部員会議、幹事会議および連絡員会議とし、本部長が招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長および本部員で構成し、第2条に規定する所掌事務について審議決定する。

3 幹事会議は、副本部長および幹事で構成し、第2条に規定する所掌事務について協議する。

4 連絡員会議は、教育委員会事務局生涯学習課長および連絡員で構成し、第2条に規定する所掌事務について、本部長の指示する事務にあたる。

(事務局)

第6条 推進本部の事務を処理するため、教育委員会事務局生涯学習課に事務局を置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成2年6月1日から施行する。

(中略)

付 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

政策監
総務部長
県民文化生活部長
琵琶湖環境部長
健康福祉部長
商工観光労働部長
農政水産部長
土木交通部長
警察本部長

別表第2(第3条関係)

知事直轄組織	広報課長 企画調整課長 総務課長 人事課長 自治振興課長 男女共同参画課長 県民活動課長 県民文化課長 人権施策推進課長 環境政策課長 温暖化対策課長 森林政策課長 自然環境保全課長 健康福祉政策課長 健康推進課長 元気長寿福祉課長 障害者自立支援課長 子ども・青少年局長	商工観光労働部 農政水産部 土木交通部 教育委員会事務局 警察本部	商工政策課長 労政能力開発課長 観光交流局長 農政課長 農業経営課長 農村振興課長 監理課長 交通政策課長 教育総務課長 学校教育課長 人権教育課長 生涯学習課長 スポーツ健康課長 文化財保護課長 警務課長 生活安全企画課長 交通企画課長
総務部			
県民文化生活部			
琵琶湖環境部			
健康福祉部			

用語解説（五十音順）

	用語	解説	該当ページ
あ 行	アール・ブリュット	伝統や流行、教育などに左右されず、自身の内側から湧きあがる衝動のままに表現した芸術。加工されていない生（き）の芸術、英語ではアウトサイダー・アートと称されている。フランスの画家ジャン・デュビュッフェ（Jean Dubuffet 1901-1985）によって考案された言葉。（滋賀県社会福祉事業団 アール・ブリュット ジャボネ展 資料より）	6
	ICTメディアリテラシー	単なるICT（情報通信技術）メディアの活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力までを含む概念。	12
	新しい公共	「新しい公共」とは、「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など。（「新しい公 共支援事業の実施に関するガイドライン」から）	5
	エコツーリズム	自然環境を保護するとともに、地域住民の伝統的な生活様式も含めた地域生態系を破壊せずに観察し、体験することを目的とする観光の考え方とその旅行をいう。	6
	NPO (Nonprofit Organization)	民間非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、地域の諸課題の解決などを目的に公共的・社会的な公益活動を行う組織・団体。	2,5,6,10,11, 13,18,22,26, 30,36,37
	オレンジリボン	子どもを虐待から守るメッセージリボンのこと。	26,36
か 行	学社融合	学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一步進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子供たちの教育に取り組んでいこうという考え方。（「地域における生涯学習機会の充実方策について」（平成8年（1996年）4月）／生涯学習審議会（答申）参照）	19
	学校支援ディレクター	豊富な知識や経験を持つ地域の様々な人々や企業・団体などが、学校教育の場で活躍できるよう、コーディネートを行う。	25
	環境美化の日	ごみの散乱防止について県民の関心と理解を深めるため、滋賀県ごみの散乱防止に関する条例第14条において、滋賀県環境基本条例第8条に規定するびわ湖の日ならびに5月30日および12月1日を環境美化の日と定めている。	6
	キャリア・アップ	経験を高めること。より高い能力や技術、資格などを身につけること。	10,19
	キャリア教育	児童生徒一人ひとりに望ましい勤労観・職業観および職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。	10,24
	グローバル化	資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。	11
	子ども県議会	「21世紀淡海子ども未来会議」の1年間の活動を集約するものであり、子どもからの意見を受けとめる場。	26
さ 行	サイバー犯罪	高度情報通信ネットワークを利用した犯罪やコンピュータまたは電磁的記録を対象とした犯罪等の情報技術を利用した犯罪。	12
	滋賀県学習情報提供システム「におねっと」	県民の多様な学習ニーズに応えるため、生涯学習に関する様々な情報をインターネットを通じて提供するシステム。	31
	しがこども体験学校	地域団体、NPO、企業等が、身近な自然や社会環境を活かして、子どもたちのために体験学習・体験活動のプログラムを提供する事業。	25,37
	しが生涯学習スクエア	生涯学習の総合的な窓口として、学習情報の提供、学習相談、ビデオ教材の貸出などのサービスを提供する。	26

	用語	解説	該当ページ
さ 行	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)	男女がともに、人生の段階に応じて、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らの希望に沿った形でバランスを取りながら展開できる状態。	10,19,24
	社会教育施設等	社会教育施設については、法令上の明確な定義はない。 ・図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設（教育基本法第12条第2項） ・図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設（社会教育法第5条第4号） ・公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設（中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」）	2,15,19
	セクシュアル・ハラスメント	「性的嫌がらせ」のことで、性的なうわさを流す、身体への不必要的接触や性的関係の強要など、相手の気持ちに反した、性的な性質の言葉や行いが含まれる。	29
	総合型地域スポーツクラブ	それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも生涯を通じてスポーツを楽しめる地域に根ざしたスポーツクラブ。	24
た 行	地産地消	「地域生産・地域消費」の略語で、地域生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組。	6
	通学合宿	子どもたちが地域の自治会館や公民館などで、一定期間寝泊まりしながら学校に通う取組。	25,36
	ドメスティック・バイオレンス	夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。	29
な 行	21世紀淡海子ども未来会議	子どもたちの健全な育成を図る観点から、体験学習などを通じて子どもたちの自ら考え、自ら行動する力を引き出すことを支援するプログラム。	26
は 行	ハブ機能	「ハブ」とは、中心、中枢。この構想の中では「ハブ機能」を「様々な活動に取り組んでいる各主体のネットワークの形成や連携・協働を進める上での中核となる機能」と位置づけている。	20
	ビオトープ	生物の個体あるいは生物群が住んでいる場所。有機的に結びついた生物群（一定の組合せの種によって構成される生物群集）の生息空間で、周辺地域から明確に区分できる地理的最小単位。近年は人工的につくられた植物、魚、昆虫などの共存する空間を指すこともある。	22
	びわ湖の日	県民および事業者の間に広く環境の保全についての理解と認識を深めるとともに、環境の保全に関する活動への参加意欲を高めるため、滋賀県環境基本条例第8条において、7月1日をびわ湖の日と定めている。	6
	ブロードバンド	高速な通信回線の普及によって実現されるコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用したサービス。	11
ま 行	緑のダムづくり	植林や水田による治水。	23
	「みるエコおうみ」プログラム	各世帯で日常の生活における省エネ・省資源行動や、電気、ガスの使用量などをインターネット上で記録することにより、CO ₂ 排出の削減量が目に見えるようにしようとするもの。	22
や 行	ヤングジョブセンター滋賀	大学・短大等を卒業予定の方や、卒業後、離職などにより就職を希望する方など概ね35歳未満の若年者の方を対象に就職活動を支援する施設。	24
	ユニバーサルデザイン	全ての人が、またどのような状態の時でも利用可能なように、施設や製品、サービスなどをはじめから考えて計画し、実施するとともに、その後も更に良いものに変えていくこうという考え方。滋賀県では、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」にユニバーサルデザインの考え方を盛り込み、この条例に基づく施策の方向等を内容とする「淡海ユニバーサルデザイン行動指針」を策定している。	30

**つながりで未来を拓く
－滋賀の生涯学習社会づくり基本構想－**

平成23年（2011年）3月

発行 滋賀県生涯学習推進本部

(事務局) 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課
〒520-8577 大津市京町4-1-1
TEL. 077-528-4652
FAX. 077-528-4962
URL. <http://www.nionet.jp>

表紙・挿絵 加藤みゆき



この印刷物は古紙パルプを配合しています。